

研修会、講演会等の講師料支給基準

平成 24 年 10 月 22 日制定

令和 3 年 4 月 23 日改正

講師	講演時間			
	1 時間以内	2 時間以内	2 時間超	午前午後をまたがり 2 時間超
当協会会員の講師	10,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円
上記以外の講師		30,000 円	40,000 円	100,000 円
認定講習会講師		5,000 円	5,000 円	5,000 円

1. 講師料は、上記金額を上限とする。
2. 上記のほか、講師料について特に理事会で承認された場合は、別途の金額とすることができる。
3. 上記の金額は、外税の金額である。